



平成27年4月17日

各町内自治会長 様

千葉市緑区長
(公印省略)

平成27年国勢調査に係る調査協力について (依頼)

陽春の候、貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より区行政につきまして、多大なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を調査日として国勢調査が実施されます。

本調査は、統計法に基づき人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な調査として、大正9年以来5年ごとに実施される大規模な統計調査です。

緑区におきましては、区内全域を約900の調査区に分割し、それぞれに調査員を配置して調査を実施することとなります。

このため、通常の統計調査の調査員では対応することができず、前回の国勢調査と同様に各地区の実情に精通された町内自治会の方々のご理解とご協力をいただき、調査を円滑に実施して参りたいと考えております。

つきましては、国勢調査の指導員及び調査員の推薦において特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先：千葉市緑区役所地域振興課

選挙統計班 担当 石井、宮本

電話 043(292)8104

Mail chiikishinko.MID@city.chiba.lg.jp

平成27年国勢調査について（概要）

1. 国勢調査の趣旨

国勢調査は、統計法に基づきわが国の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、大正9年以来5年ごとに行われており、今回は、20回目の調査になります。

2. 概要

① 調査の期間

平成27年10月1日を調査日とし、9月10日（木）から10月20日（火）までの間にインターネット回答案内や調査票の配布等を行います。調査票の回収については、原則、郵送回収で行います。

② 調査の対象

調査時に、わが国に住んでいるすべての人について行います。

ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除きます。

③ 調査事項

世帯員に関する項目として、氏名及び性別・生年月日・就業状態・仕事の種類外8項目が予定されています。

世帯に関する項目として、世帯の種類・世帯員の数が予定されています。

④ 指導員・調査員の予定数

指導員 約 90名

調査員 約 600名

3. 調査の方法

① 調査は、調査員が各世帯を巡回し、世帯ごとにインターネット回答用のIDとパスワードを配付します。その後、インターネット未回答世帯へ紙の調査票を配付し、世帯から区に郵送提出することにより行います。

なお、調査員へ直接調査票の提出を希望する世帯については、提出用封筒に入れて封をした後に、調査員に渡していただくこともできます。

② 報告は、世帯主又は世帯の代表者及び世帯員がインターネットで回答す

る方法と、紙の調査票に記入し、調査票を提出する方法とがあります。

4. 指導員・調査員の身分等

指導員・調査員は、一般職に属する非常勤の国家公務員として位置付けられ守秘義務が課されております。

5. 指導員・調査員の資格

- ① 原則として、指導員は25歳以上、調査員は20歳以上の人
- ② 税務・警察に直接関係のない人
- ③ 選挙に直接関係のない人

※指導員と調査員を兼務することはできません。

6. 指導員・調査員の事務

指導員・調査員は、それぞれの説明会に出席して、国勢調査の趣旨、指導員・調査員の心得、調査の進め方等の説明を受けます。

① 指導員の事務

- ア 指導員説明会への出席
- イ 担当区域の確認・関係機関への協力依頼
- ウ 調査期間中の調査員の指導・支援
- エ 不足用品の保管及び調査員への配布
- オ 調査関係書類の整理及び提出

② 調査員の事務

- ア 調査員説明会への出席
- イ 担当調査区域の確認及び調査対象の把握
- ウ インターネットID・パスワード、調査票等の配布
- エ 調査関係提出書類（世帯名簿・調査区要図）の作成
- オ 調査票未提出世帯への協力依頼及び調査票の回収、郵送提出依頼

7. 今後の予定

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 4月下旬～5月下旬 | 指導員・調査員選考及び名簿の提出 |
| ② 7月下旬～8月下旬（予定） | 指導員説明会及び調査員説明会 |
| ③ 9月10日～9月12日 | インターネット回答案内の配布 |
| ④ 9月16日～9月18日 | インターネット利用促進案内の配布 |
| ⑤ 9月26日～9月30日 | 調査票（紙）の配布 |
| ⑥ 10月1日～10月7日 | 調査票（紙）の回収 |
| ⑦ 10月8日～10月10日 | 確認状の配布 |
| ⑧ 10月18日～10月20日 | 調査票未提出世帯への督促・調査票の回収 |
| ⑨ 10月下旬 | 調査書類の確認・提出 |